

利用団体の考え方

令和8年4月現在

種別	利用対象	可否	注意事項等
学校関係	学校の公認行事 (職員の引率のあるもの) 修学旅行、研修旅行等	○	申請は校長又は引率者 ただし、学校が手配する旅行会社も可
	学生、生徒だけの団体	○	ただし、18歳未満のみの者の利用は不可
青少年団体 地域団体	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、大学のサークル、町内会等青少年を含む団体	○	ただし、青少年を含まない団体の利用は不可
職場関係	社員及びその家族、親族等	○	
	社員教育を目的とした利用	○	
	顧客の接待を目的とした利用	×	
家族等	家族	○	ただし、参加者のうち、子どもの年齢は9歳以上とする(9歳未満がいる場合は利用不可)
	単独	×	事故防止の観点から不可
旅行・興行関係	実費弁償程度の費用負担を参加者から徴収しての利用 (渡船代、食費程度)	○	ただし、事前に計画書、予算書を提出する健全育成活動に限る
	営利を目的として青少年の参加を求める利用	×	
	音楽等興行が中心の利用	×	
	島内において飲食ブース設置など販売活動を含む利用	×	
その他	訓練を目的とした利用(警察、消防、自衛隊等)	○	ただし、利用者がいない日を選定し、タイムスケジュール、緊急連絡先、実施要綱等を提出する

- ※ 青少年は9歳以上39歳以下の者
- ※ 届出者は、実施責任者(現に島へ行く者の上位者又は必ず連絡がつながる者)とすること。
- ※ 過去に利用の心得に反する利用を行ったと県が判断した団体は、利用を認めない。
- ※ 利用後に「実績報告書」を提出しなかった団体の再度の利用は認めない。